

池田市入札参加資格審査要綱

(趣 旨)

第1条 本市が発注する建設工事、測量・コンサルタント等、物品等（以下「建設工事等」という。）の入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項については、別に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(入札参加資格)

第2条 建設工事等の競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を備えていなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、別に入札参加者の資格を定めることができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 営業に関し、免許、許可及び登録を必要とするものについては、当該免許、許可及び登録を受けていること。
- (3) 営業に関し、引き続き2年以上その営業を行なっていること。また、池田市内に支店、営業所等を有し、委任により当該支店、営業所等が契約先となる場合には、引き続き2年以上、池田市内において、その営業を行なっていること。
- (4) 法人の場合には法人税、事業税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税、個人の場合には、所得税、事業税、市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査を受けていること。

(入札参加資格審査)

第3条 競争入札に参加しようとする者に対して、2年に1回市長が指定する期間に入札参加資格審査の申請を提出させるものとする。

- 2 入札参加資格審査の申請には、別表第1に定める書類（以下「提出書類」という。）を提出させるものとする。ただし、市長が認めるときは、提出書類の一部を省略することができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する期間の末日からおおむね1年を経過したときは、市長が別に指定する期間に入札参加資格審査の追加申請をすることができるものとする。
- 4 前項の規定に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは随時に入札参

加資格審査の申請をすることができるものとする。

- 5 資格審査の申請をした者に受付票を交付するものとする。

(資格審査等)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、池田市請負業者審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て入札参加資格の承認をするものとする。

- 2 前項の規定により承認された者（以下「有資格者」という。）について、池田市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。
- 3 前条第3項及び第4項の申請があったときは、入札参加資格審査を行ない有資格者については、前項の規定により作成された名簿に登載するものとする。
- 4 名簿の有効期間は、名簿が作成された年の4月1日から起算して2年とする。
- 5 第2項の規定により作成した名簿は、公表するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第5条 前条の規定による有資格者の入札参加資格の有効期間は、当該資格が承認された年の4月1日から起算して2年とする。

- 2 市長は、有資格者のうち資格を失ったと認められるものについては、審査会の審査を経てその資格を取消することができるものとする。

(有資格者の格付及び等級)

第6条 市長は、有資格者の総合的な評定をするため、有資格者の格付等級を定めるものとする。

- 2 有資格者の格付の算定は、客観評点及び主観評点の合計評点をもつて行なうものとする。ただし、格付の可能な有資格者を対象とする。
- 3 地域内業者の建設工事に係る前項の格付の算定は毎年行なうものとする。
- 4 第2項の客観評点は、次の各号に掲げる方法をもつて算定した点数とする。
 - (1) 建設工事の有資格者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評点とする。
 - (2) 測量・建設コンサルタント等の有資格者については、別表第2に定める事項により算出した総合評点とする。
- 5 第2項の主観評点は、別に定める「建設工事等の業者の選定格付及び指名基準」の規定による工事成績評点によるものとする。
- 6 第1項の格付等級は、建設工事の土木工事及び建築工事についてはA～Dの4等級、その他の工事についてはA～Cの3等級、測量・建設コンサルタント等についてはA～Dの4等級に区分するものとする。物品等については、格付等級を定めないものとする。
- 7 有資格者の格付等級及び指名基準並びに入札及び契約に関する必要な事項は、別に定

める「建設工事の業者の選定格付及び指名基準」によるものとする。

(有資格者の承認の取消し)

第7条 有資格者が地方自治法施行令第167条の4第2項に該当したとき又は不正の手段により入札参加資格の承認を受けたと認められるときは、審査会の審査を経て当該認定を取消すものとする。

(変更届)

第8条 有資格者が次の各号の一に該当するときは、直ちにその事実を証する書類を添えて書面により、市長に提出させるものとする。

- (1) 申請書及び提出書類の記載事項に変更があったとき
- (2) 営業の休止又は休止又は廃止があったとき
- (3) 個人である有資格者が法人を設立し、当該法人が継承しようとするとき

(支店等の開設)

第9条 入札参加資格審査申請及び変更届等により、池田市内に新たに支店、営業所等を新設した場合には、引き続き2年以上その営業を行なっていること。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、入札参加資格審査の申請に関する必要な事項は、別に定める「入札参加資格審査申請書提出要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。